



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当口が県の休日
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県観光振興条例施行規則の一部を改正する規則（観光政策課）…………… 1

告 示

- かいの指定（財政課）…………… 2
- かいの指定の解除（財政課）…………… 2
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定（環境整備課）…………… 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 2

教育委員会事項

- 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則…………… 3
- 沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則…………… 4
- 沖縄県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則…………… 6
- 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 7
- 教育長専決規程を廃止する訓令…………… 8
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 8

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項・3件…………… 9

規 則

沖縄県観光振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第18号

沖縄県観光振興条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県観光振興条例施行規則（昭和55年沖縄県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第2項」を「第3項」に改める。

第8条第3号中「第13条」を「第20条」に、「第14条」を「第21条」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 都市計画法第58条第1項の規定に基づき、沖縄県の区域内の市町村が定める風致地区内における建築等の規制に関して、市町村長の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為

第8条第6号中「第13条」を「第20条」に改める。

第11条第1号中「第26条」を「第33条」に改め、同条第2号中「第24条」を「第31条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第209号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次の機関をかいに指定し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

消費生活センター

沖縄県告示第210号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次のかいを解除し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

県民生活センター

沖縄県告示第211号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

平成27年3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定区域	埋立地の区分
国頭郡金武町字屋嘉山1851番9、1851番16、1851番17、2018番の一部及び2018番716	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号の埋立地
沖縄市字池原勢頭原3302番1、3302番2、3302番3、3302番4及び3302番5	同上
うるま市字具志川加天良原2549番2の一部、2550番、2552番、2559番、2560番、2570番1、2570番2及び2571番	同上

沖縄県告示第212号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南城市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 南城市玉城字前川
- 2 公共測量を実施した期間 平成26年8月1日から平成27年2月26日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月7日 沖縄県指令土第3号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字兼城574番9ほか11筆
- 3 公共施設 なし